

やまがた木育推進委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形県の木育の推進を目的とする委員会の設置及び運営について定めるものとする。

(名称)

第2条 山形県の木育を推進する体制の名称は、「やまがた木育推進委員会」（以下「委員会」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 この委員会は、山形の特性に応じた「木育」（以下「やまがた木育」という。）を推進するため、次の事項を所掌するものとする。

- (1) やまがた木育推進方針に関すること
- (2) やまがた木育の推進に係る情報の共有に関すること
- (3) やまがた木育の推進に係る意見交換に関すること
- (4) その他やまがた木育の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 委員会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、森林環境教育の関係者、学識経験者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、5月2日以降に委嘱された場合の任期は、その委嘱の日から起算して2年を経過した日以後最初に到来する4月30日までとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合は、第2項の規定に準じ補欠委員の選任ができるものとするが、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項の会議の議長となる。
- 3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 必要があると認めるときは、委員以外の有識者や関係課に出席を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 第3条の事項に必要な調整及び情報共有等を行うため、やまがた木育推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置くものとする。

- 2 ワーキングチームは、別表の掲げる県の関係課をもって構成する。
- 3 チームリーダーは、みどり県民活動推進主幹とする。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキングチーム（以下「委員会等」という。）の庶務は、山形県環境エネルギー部みどり自然課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月15日から施行する。
この要綱は、令和元年7月18日から施行する。

任期：令和4年10月24日～令和7年4月30日

氏名	住所	所属・役職等	分野等
いまむら 今村 哲史	山形市	山形大学学術研究院教授	学識経験者
かのまた 鹿又 源州	山形市	(株)置賜総合保険 代表取締役社長 山形県県政アドバイザー懇談会 県政アドバイザー(H26～27)	まちづくり 青少年育成活動
くわばら 菜原 晃	米沢市	株式会社ニューテックシンセイ 代表取締役社長	木製玩具開発・製造・販売
このの 金野 やよい	小国町	森林セラピー基地「ブナの森温身平」 森林セラピーアテンダント	心身の健康づくり
たかはし 高橋 栄美子	山形市	認定こども園さゆり幼稚園 園長	幼児教育関係有識者
たかみ 高見 佳澄	山形市	県PTA連合会母親委員会 委員長	PTA活動
たけだ 武田 久昭	金山町	金山町立金山小学校 校長	学校教育関係有識者
ちゅうばら 忠鉢 春香	鶴岡市	温海町森林組合 主任	森林環境教育活動
よこやま 横山 あずさ	山形市	富士フィルムBI山形株式会社 総務部総務課 次長	森林環境教育活動

所 属	課 名	備 考
総務部	学事文書課	私 立 学 校 関 係
環境エネルギー部	環境企画課	環 境 教 育 関 係
	環境科学研究センター	環 境 教 育 関 係
子育て推進部	子育て支援課	未 就 学 児 関 係
農林水産部	森林ノミクス推進課	林 業 振 興 関 係 木 材 産 業 振 興 関 係
教育庁	総務課	教 育 広 報 関 係
	教育庁文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	生 涯 学 習 ・ 社 会 教 育 関 係
	義務教育課	小 中 学 校 教 育 関 係
	義務教育課特別支援教育室	特 別 支 援 学 校 教 育 関 係
各総合支庁	高校教育課	県立高等学校教育関係
	森林整備課 森づくり推進室	森 づ く り 関 係
環境エネルギー部	みどり自然課	総 括 (チームリーダー) ・ 庶 務